（二）　道路の種類　一般国道
（ニ）　路線名　二百四十二号
（ヨ）　道路の区域

区間	後変更前	敷地の幅員	延長
北見市留辺蘂町金華一九八番一地内	後前	三二・七メートル	〇キロ〇メートル
	後変更	七五・八メートル	〇・〇メートル
	後前	三四・一三メートル	四四六メートル
	後変更	四三・六メートル	四六六メートル

（四）　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日　　北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十八号	北海道中川郡豊頃町豊頃旭町二三四番地内	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
二百三十二号	北海道苫前郡初山別村字初山別一〇一番一地先から同村字初山別二番一地先まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年三月二十五日

○北海道開発局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十五日　　北海道開発局長　澤田　和宏

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・三・一二号放射二号線
三　事業施行期間　自平成十四年七月二十四日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十五日　　北海道開発局長　澤田　和宏

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・四十七号文教通
三　事業施行期間　自平成十九年六月十四日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年３月25日

東北地方整備局長　小池　　剛

1　河川の名称　雄物川水系雄物川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　秋田県雄勝郡羽後町大沢字童子ヶ沢36番７地先から秋田県横手市雄物川大沢字童子ヶ沢33番５地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　秋田県知事　佐竹　敬久
住所　秋田県秋田市山王四丁目１番１号
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面等で、当該路肩から別図の黄色で表示されている範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成26年３月３日から道路の存続する日まで

労　　働

最低工賃の改正決定に関する公示

青森労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、青森県電気機械器具製造業最低工賃（平成23年青森労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成26年３月25日　　青森労働局長　藤井　伸章

青森県電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　青森県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格		金額
シールド線	端末加工（シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うことをいう）			100本につき　404円54銭
コネクター	差し（コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう）	１端子ごとに差すもの		100端子につき　22円18銭
		連続端子となっているもの		100回につき　47円66銭
アルミ電解コンデンサー	目視による完成品外観検査	テーピング状で行うもの	自動検査済みのもの	100個につき　８円88銭
		バラ状で行うもの		100個につき　15円78銭

4　効力発生の日　平成26年５月１日